

鹿児島市交通局自動販売機設置事業者募集要項
(制限付き一般競争入札)

鹿児島市交通局が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）募集の制限付き一般競争入札に参加する者は、この募集要項及び入札物件仕様書（別添1）の各事項を承知のうえ、申し込みをすること。

1 入札物件

(1) 設置場所等

物件番号	設置箇所	所在地	貸付面積	販売品名	昨年度の販売実績	台数
1	谷山電停 (屋内)	東谷山二丁目 7番4	1.35 m ² (幅 1.5m× 奥行 0.9m)	飲料 (清涼飲料水、乳飲料 等)	9,800 本	1台
2	谷山電停 (屋内)	東谷山二丁目 7番4	1.35 m ² (幅 1.5m× 奥行 0.9m)	飲料 (清涼飲料水、乳飲料 等)	8,200 本	1台
3	谷山電停 (屋外)	東谷山二丁目 7番4	1.35 m ² (幅 1.5m× 奥行 0.9m)	飲料 (清涼飲料水、乳飲料 等)	4,100 本	1台
4	谷山電停 (屋外)	東谷山二丁目 7番4	1.35 m ² (幅 1.5m× 奥行 0.9m)	飲料 (清涼飲料水、乳飲料 等)	4,100 本	1台
5	谷山電停 (屋外)	東谷山二丁目 7番4	1.35 m ² (幅 1.5m× 奥行 0.9m)	飲料 (清涼飲料水、乳飲料 等)	—	1台
6	交通局本 舎内 (屋内)	上荒田町37 番20号	1.21 m ² (幅 1.15m ×奥行 0.9m + 0.25m×奥 行 0.7m)	飲料 (清涼飲料水、乳飲料 等)	8,600 本	2台 1式
			1.68 m ² (幅 1.6m× 奥行 1.05m)			

※貸付面積には、使用済み容器の回収ボックス設置部分・放熱余地・転倒防止板を含む。

2 設置場所の貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

ただし、鹿児島市交通局が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者（借

受者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他鹿児島市交通局が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。なお、更新は行わない。

3 貸付料及び設置条件等

(1) 貸付料等

① 貸付料

建物（屋内設置） 落札価格に消費税及び地方税額を加えた金額（落札価格×1.1）を年額の貸付料とする。

土地（屋外設置） 落札価格を年額の貸付料とする。

② 電気使用料

電気使用料は、設置事業者の実費負担とする。

③ 貸付料の支払方法

鹿児島市交通局が発行する納入通知書により、鹿児島市交通局が指定する期日までに納入すること。

(2) 使用上の制限等

自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(3) 設置する自動販売機の条件及び維持管理の遵守事項

入札物件仕様書（別添1）のとおり

4 入札参加資格要件

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 本公告の日から落札決定の日までの間において、鹿児島市交通局業務委託等有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (7) 納期の到来している市税を完納していること。
- (8) 本公告の日を含む過去2年以上の期間において、自動販売機の設置・運営業務を直接の業とする実績を有すること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 入札参加申込

入札に参加する者は、「制限付き一般競争入札参加資格審査申請書」（様式第1）に必要事項を記入、記名のうえ添付書類を添えて申し込みをすること。

(1) 申請書の受付期間

令和8年1月29日（木）から2月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申請書の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 申請書交付場所、提出場所及び問合せ先

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経営課財務係

電話 099-257-2111 内線254

(4) 必要な書類（各1部）

次の書類を入札物件ごとに作成し、直接持参すること。（郵送不可）

- ① 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1）
 - ② 販売予定品目一覧（様式第3）
 - ③ 設置を希望する自動販売機のカタログ等（寸法及び消費電力が確認できるもの）
 - ④ 鹿児島市発行の市税の滞納がないことの証明書（本公告の日以降に発行されたもの）
 - ⑤ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
 - ⑥ 本公告の日を含む過去2年以上の期間において、自動販売機の設置・運営業務を直接の業として行っていたことが確認できる書類（任意様式）
 - ⑦ 委任状（様式第4）（本社が市外にあり、市内の支社等が申請者になる場合は必要。委任者は実印を押印。）
 - ⑧ ⑦の添付資料として、印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- (5) 貸付物件の確認

貸付物件については、別添2に位置図を登載しているが、事前に現地を確認すること。

6 入札参加資格の確認

入札参加申込者には、審査後「入札参加資格確認通知書」（様式第2）により令和8年2月13日（金）までに結果を通知する。

7 入札日時及び場所

(1) 入札日時

- ① 鹿児島市交通局自動販売機（物件番号1）の設置に関する建物貸付契約

令和8年2月20日（金）午後2時00分から

- ② 鹿児島市交通局自動販売機（物件番号2）の設置に関する建物貸付契約

令和8年2月20日（金）午後2時10分から

- ③ 鹿児島市交通局自動販売機（物件番号3）の設置に関する土地貸付契約

令和8年2月20日（金）午後2時20分から

- ④ 鹿児島市交通局自動販売機（物件番号4）の設置に関する土地貸付契約

令和8年2月20日（金）午後2時30分から

⑤ 鹿児島市交通局自動販売機（物件番号5）の設置に関する土地貸付契約

令和8年2月20日（金）午後2時40分から

⑥ 鹿児島市交通局自動販売機（物件番号6）の設置に関する土地貸付契約

令和8年2月20日（金）午後2時50分から

（2）入札場所

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局3階第3会議室

8 入札保証金

入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

9 予定価格

設定する。

10 入札方法等

（1）代理人による入札

代理人により入札する場合は、入札開始前に、委任状（様式第5）を提出すること。

（2）入札方法

① 入札書（様式第6）に物件番号、入札金額、日付を記入し、入札者の住所・氏名を記名すること。

② 屋内設置に係る入札金額は、見積もった契約希望金額（年額）の110分の100に相当する金額を、屋外設置に係る入札金額は、見積もった契約希望金額（年額）の100分の100に相当する金額を算用数字で入札書に記載すること。

③ 提出された入札書は、その理由のいかんに関わらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできないので注意すること。

④ 入札回数は3回までとする。

（3）開札方法

入札締切後、直ちに開札を行う。

（4）落札者の決定方法

① 開札の結果、予定価格以上で最高の金額をもって入札をした者を落札者とする。

② 落札者となる同価格の入札者が2名以上あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじは辞退することができないものとする。

③ 開札の結果、予定価格に達しない場合は直ちに再入札を行う。なお、再入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記入すること。

④ 再入札（再々入札含む。）をしても予定価格に達しない場合は、入札を終了する。

11 入札の際の持参品

（1）入札参加資格確認通知書（様式第2）

（2）委任状（様式第5）

※ 本人が入札に参加する場合は、委任状は不要。

(3) 入札書（様式第6）

再入札及び再々入札を行う場合もあるので、コピーしたものを数枚準備すること。

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者及び資格審査申請書に虚偽の記載をした者の入札
- (2) 4に定める資格要件を満たさない者のした入札
- (3) 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (6) 再度入札における前回の入札の最高金額以下の金額による入札
- (7) 複数の入札書による入札（他の入札参加者の代理人として行う入札を含む。）
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

1 3 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年2月27日（金）までに、次の書類を提出すること。

- ① 公有財産貸付申込書（様式第10）
- ② 契約書（記名押印したもの2部）及び契約に必要な書類（印鑑証明書、収入印紙）
- ③ 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
- ④ その他参考となる書類

※ 期限までに契約書等を提出しない場合は、落札は無効となるので注意すること。

- (2) 契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金で納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条の各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

※ 貸付物件は、借受者の責任において原状回復し返還するものであり、契約保証金は万一これが困難又は不可能となったときの担保のためである。そのため、借受人側において原状回復がなされたときに、契約保証金は返還する。

- (3) 鹿児島市交通局自動販売機の設置に関する土地・建物貸付契約書（案）は、別添3のとおり。

1 4 その他

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付契約を締結しなかった場合は、契約を締結せずに自動販売機等設置予定者としての決定を取り消す。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、鹿児島市交通局契約規程、鹿児島市交通局会計規程その他関係法令等の定めるところによって処理するものとする。

1 5 お問い合わせ先

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経営課財務係

電話 099-257-2111 (内線254)